

島根県

区域対応方針(案)

令和7年3月策定

1. 推進区域の設定に当たっての考え方

島根県の推進区域 …… 県全域(7構想区域)

島根県では、これまで7つの構想区域(2次医療圏)毎に、保健所が中心となり、医療機関、関係団体、市町村等と連携して、圏域の調整会議等で協議し、圏域内の役割分担や連携体制について検討してきたところですが、特に中山間地域や離島で必要な医療機能を確保・維持していくことが大きな課題であり、今後も継続していくこととしています。

また、各圏域の医療機関と3次医療機関との役割分担や連携体制についても県全体の課題として検討を進めてきたところですが、今後その重要性はますます増していくと予想されます。

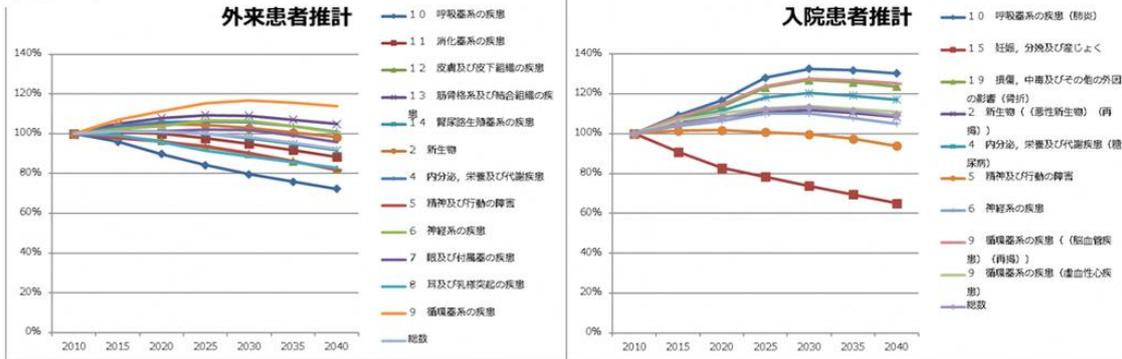
今回の推進区域の設定に当たっては、県全域を推進区域に設定し、島根県医療審議会地域医療構想部会を協議の場として、引き続き全県的な検討を進めることとします。

2. 現状と課題

令和6年12月1日現在の島根県の推計人口は640,342人であり、平成28年10月に策定した島根県地域医療構想の医療需要推計の出発点である平成25年3月の住民基本台帳に基づく人口713,134人から約70,000人減少しています。当時の「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成25年3月推計)によると、島根県の全人口は令和7年に621,882人と予測されており、当時の予測よりはわずかに上振れているものの、減少傾向が続いている状況にあります。

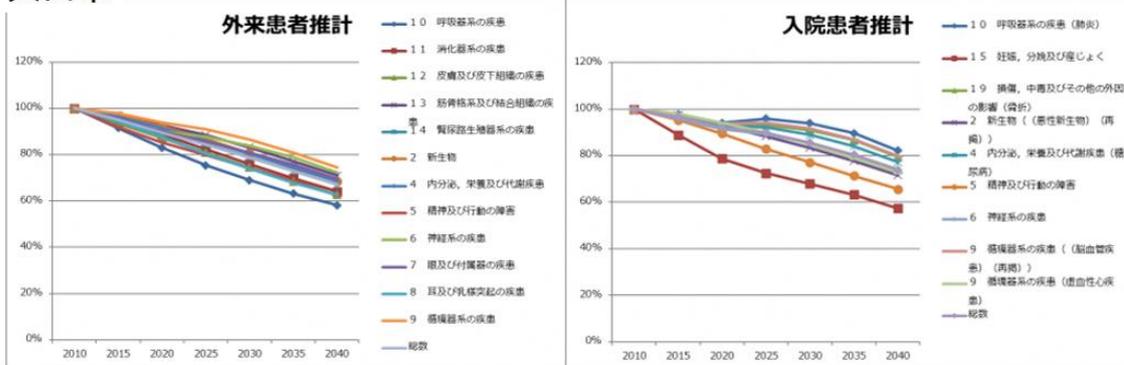
令和5年度に、産業医科大学に委託し作成した「市町村別の将来人口と、医療介護需要の推計、推計に基づく諸課題の分析」によると、人口減少、高齢化の進行による医療需要の変化は地域差が大きく、特に中山間地域・離島では、すでに外来需要、入院需要ともに減少傾向にあります。

松江市



（外来需要は総体として減少傾向。入院需要は高齢者に多い疾病を中心に2030年まで増加し、その後減少に転じる。）

大田市



（外来需要、入院需要ともにすべての疾患で減少傾向にある。）

働き世代の人口の減少により、医療従事者の確保が難しくなっており、病床の休止などの影響が出始めています。医師や看護職員のみならず、歯科医師や医療技術職員等の医療従事者についても、退職者の補充に苦慮しているなどの状況があります。

また、患者数の減少により、診療科によっては維持することが難しくなっています。

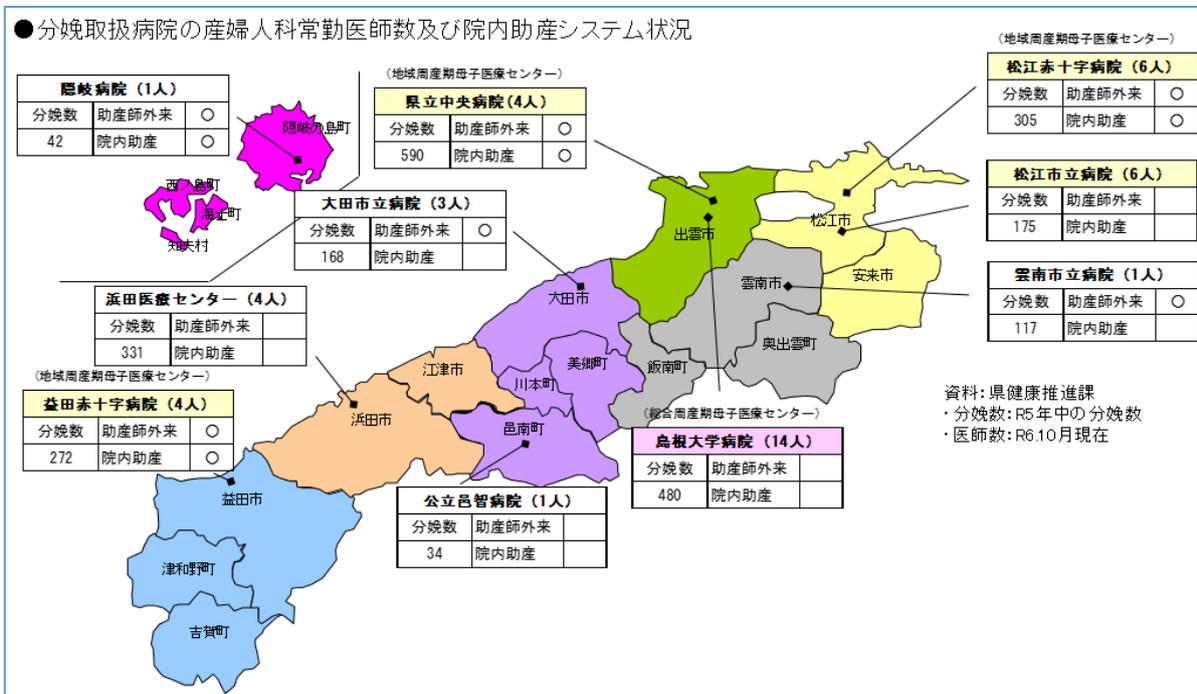
さらに、食材料や診療材料の価格高騰、人件費の上昇により、病院の経営は非常に厳しい状況に置かれています。

● 診療所医師数の推移（3師届）

診療所においても、患者数の減少に加え、開業医の高齢化・後継者不足により、閉院するところも出てきています。

	H24	R2	減少数	減少率	70歳以上割合	60歳以上割合
松江圏域	220	216	▲ 4	-2%	23%	56%
出雲圏域	165	169	▲ 4	2%	27%	53%
雲南圏域	37	28	▲ 9	-24%	32%	61%
大田圏域	55	41	▲ 14	-25%	32%	63%
浜田圏域	86	79	▲ 7	-8%	34%	58%
益田圏域	61	49	▲ 12	-20%	20%	65%
隠岐圏域	10	9	▲ 1	-10%	33%	78%
全県	634	591	▲ 43	-7%	27%	57%

周産期医療については、分娩取扱医療機関が減少している状況です。産科医や小児科医の不足及び地域偏在、医師の高齢化などマンパワー不足が課題となっており、産科医や小児科医の確保に加え、助産師のさらなる活用を求める声があがっていますが、助産師の確保やリスキリング、また、院内助産システムの必要性やメリットなどについて関係者の理解が必要です。



救急医療については、人口減少・高齢化が進むことにより、軽症・中等症の高齢者救急の割合の増加が見込まれる中、感染症まん延時等に救急患者が一時的に増加すると、入院病床がひっ迫する事態も懸念されることから、3次医療機関と2次医療機関、介護施設も含めた連携体制の構築が必要です。

一方で、山陰道の西部延伸に伴い、陸路搬送の時間短縮が図られ、広域的な救急搬送体制の効率化が期待されます。

こうした中で、救急告示病院における夜間・休日の宿日直体制の確保や、救命救急センターにおける専門医の確保などの課題への対応が必要です。

島根県では、連携の推進やサービスの質の向上、医療従事者の負担軽減を図るため、医療機関間で診療情報等を共有する連携カルテ機能を中心とした島根医療情報ネットワーク(通称「まめネット」)を運用しています。

また、CT や MRI 画像を医療機関間で共有し診療支援を行う遠隔画像診断システムや患者向けスマートフォンアプリ等を導入している医療機関もありますが、一部の取組にとどまっています。

東西に細長く、中山間地域、離島といった条件不利地域が面積の大部分を占める島根県において、医療従事者の確保がますます厳しくなることが予想される中、県全体で医療提供体制を構築するためにも、オンライン診療やAIの活用など、さらなる医療DXの推進を図る必要があります。

3. 医療提供体制構築の方向性

今後も引き続き、各構想区域において、地域完結型の医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を進めるとともに、医療需要の変化を踏まえ、高度・特殊・専門的医療については、県全体で医療の提供体制を構築するという視点で継続して検討していきます。

周産期医療については、各自治体の定住施策の基本であることに配慮しつつ、医療従事者のマンパワー不足が深刻化する中で、安全・安心な分娩体制を守ることが必要です。このため、産婦人科、小児科の専門医の確保対策を検討し実行すること、また、医師の負担軽減にもつながる助産師外来などの助産師の活用策を検討し実行します。また、将来に渡って持続可能な安全・安心な分娩体制を確保するために必要となる医療資源の配置の在り方についても検討します。

救急医療については、高齢者救急に対応するため、救急告示病院における夜間・休日を含む受入体制の確保や、地域の医療機関・高齢者施設等との連携の推進に取り組めます。また、脳卒中や外傷など疾患の内容や重症度に応じた、2次医療機関と3次医療機関や、3次医療機関間の役割分担、連携に基づく医療資源の配置の在り方等について検討します。

がん医療については、都道府県拠点病院である島根大学医学部附属病院を中心とする島根県がん診療ネットワークと連携して、人材養成及び医療機能の向上による全県のがん診療の質の向上と、拠点病院間の連携体制を強化します。

また、拠点病院を中心に、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護を担う機関と連携し、在宅を含めた地域における緩和ケア提供体制の整備を推進します。

また、そのために必要な医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、サービスの向上や医療従事者の負担軽減に資する医療 DX の推進を図ります。

7. 疾病・事業別医療提供体制の推計及び課題

- 地域医療構想を考える上で、「島根県保健医療計画」で定める5疾病・5事業（感染症に対する医療は除く）及び在宅医療のうち、特に構想区域を越えた連携を図る必要があるものとして、がん、周産期医療、救急医療（脳卒中・急性心筋梗塞を含む）が考えられます。
- これらの疾病・事業については、医療資源投入量の観点からは多くが高度急性期・急性期に該当しているため、現状の患者流入出の状況を踏まえ、構想区域を越えた連携を一層推進していくことが求められます。

4. 今後の対応方針

以下の(1)～(3)のとおりとし、検討の経過については、島根県医療審議会地域医療構想部会に報告をする。

(1) 全県を単位とした高度・特殊・専門的医療の提供体制について

以下の領域においてそれぞれの協議の場で検討を行う。

	協議の場	協議の内容等
周産期医療	島根県周産期医療協議会	産科医療機関の連携や役割分担、及び助産師の活用等
救急医療	島根県救急医療連絡会議	2次と3次、3次間の医療機関の役割分担と連携等
がん	島根県がん診療ネットワーク協議会 島根県がん対策推進協議会	がん診療拠点病院と各医療機関との役割分担と連携等

(2) 医療従事者の確保について

① 医師

医師確保計画に基づき取組を推進することに加え、国の新たな医師偏在対策等も踏まえ、今後の対応を検討します。

② 歯科医師

中山間地域・離島等において歯科医療を継続して提供できるよう、関係者と連携し、今後の対応を検討します。

③ 薬剤師

薬剤師確保計画に基づき、特に不足感が高まっている病院に勤務する薬剤師の確保に向けた取組を検討します。

④ 看護職員

看護職員の養成等に取り組むとともに、各医療機関での確保・定着に向けた取組を検討します。

⑤ その他の医療従事者

管理栄養士、臨床検査技師等の医療技術職員について、関係機関と連携し、現状を把握するとともに、それぞれの状況に応じた対応を検討します。

(3) 医療 DX の推進について

- ① 医療機関間における診療情報の共有や、医療機関や介護事業所等との連携を強化するため、しまね医療情報ネットワーク(まめネット)の更なる普及と多くの県民の参加促進を図ります。
- ② 遠距離の通院が難しくなっている患者に対する診療や、高度医療機関からの専門領域の支援などで期待される遠隔医療の活用について、医療機関等の取組を支援します。

5. その他

本対応方針は、「地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域の設定等について」(令和6年7月31日付け医政発 0731 第1号厚生労働省医政局長通知)において設定された推進区域ごとに、策定することとされた区域対応方針にあたります。